

茅ヶ崎市地域生活支援事業

日中一時支援事業のしおり

～日中一時支援事業を上手に使っていただくために～



茅ヶ崎市障がい福祉課

令和6年4月

■日中一時支援とは

障がい者または障がい児の日中における活動の場の確保とともに、家族の就労支援と一時的な休息を目的に、日中、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設において、見守りや集団生活に適應するための訓練等の支援を行うものです。

■対象者

障がい者または障がい児の保護者が市内に居住地を有する方で次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方
- (2) 療育手帳の交付を受けている方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けている方または精神障害を支給事由とする年金給付もしくは特別障害者給付金を現に受けている方
- (4) 障害者総合支援法施行令第1条に規定する特殊の疾病（369疾病）に該当する難病等の方

■利用について

利用しようとする方は、あらかじめ市への申請が必要です。申請後、支給決定された方には、決定通知書と受給者証を交付しますので、決定された日数の範囲で事業者に申し込みの上、ご利用下さい。



■サービス費基準額

所要時間	単 価
2時間未満	2,800円
2時間以上4時間未満	4,000円
4時間以上6時間未満	4,800円
6時間以上	6,000円

■利用者負担額

原則1割負担（利用者負担上限月額はありません。）

※基準額のうち1割を負担していただきます。

※低所得世帯（非課税世帯、生活保護世帯）の方については1割負担はありません。

※おやつ代等の実費は負担していただきます。詳しくは、お問い合わせください。

■送迎について（直接事業者へお問い合わせください。）

学校・自宅から施設までの迎え 540円（利用者負担 54円）

施設から自宅までの送り 540円（利用者負担 54円）



■よくある問い合わせ

Q 日中に生活介護を利用した場合、日中一時支援は利用できますか？

A 原則、他の日中活動系サービスを利用した日の同日利用はできません。『生活介護・児童発達支援・就労継続支援B型』を利用した日については、4時間を上限に利用することが可能です。

Q 施設入所中の場合は、利用できますか？

A 居宅介護、移動支援などの障害福祉サービスを受けている間、短期入所を利用している間、施設入所中（児童福祉施設も含む）の方は、利用できません。

〔問い合わせ〕

茅ヶ崎市福祉部障がい福祉課

Tel 0467-81-7160